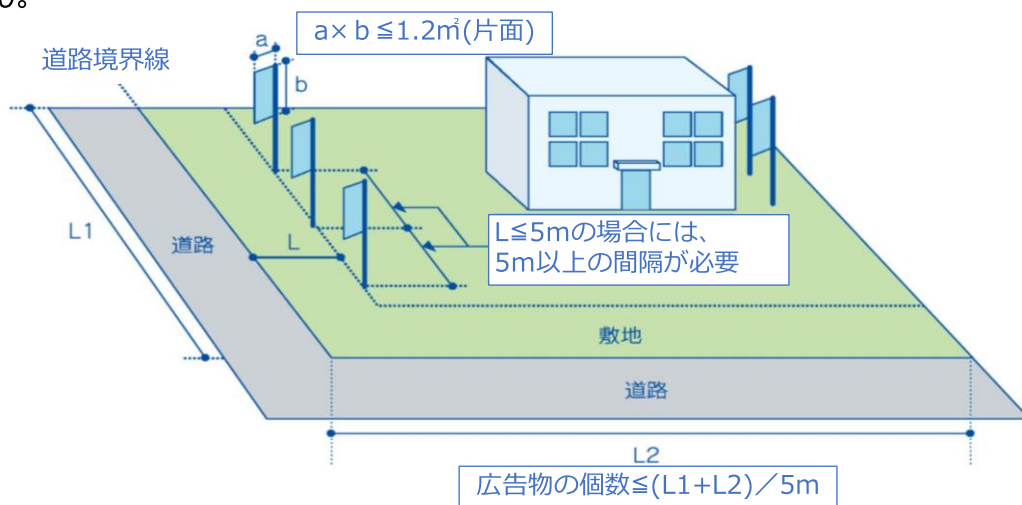


広告旗・立看板の類に係る基準

- 表示面積は、 1.2m^2 以下（片面）であること（総面積 2.4m^2 以下）。
- 高さは、地上から3m以下であること。
- 道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離が5m以上であること。
- 設置できる個数は「敷地の道路に接する辺の延長(m)/5」以下であること。（ただし端数切捨て）
- 表示面の色彩は、地域の区分ごとの色彩基準と同じ。
- 非自家用の立看板・広告旗その他の立看板の類および貼り紙・貼り札の類のものは設置できません。



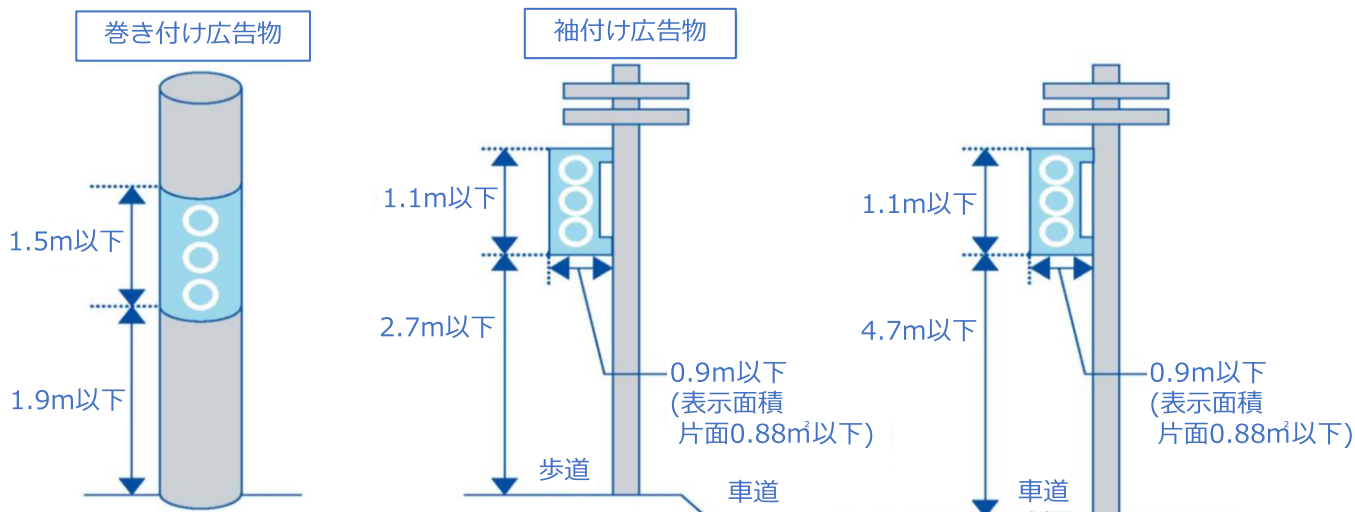
貼り紙、貼り札に係る基準

- 同一壁面に同一または類似の貼り紙または貼り札の類を連続して表示するものでないこと。

電柱の類を利用する広告物に係る基準

電柱等への添加広告物とは：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- 電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とすること。
- 袖付けにする広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。
- 電柱への添加広告物の相互間距離は、道路1側につき20m以上とすること。（第2種地域では、同一表示者の相互間距離は、500m以上とすること。）
- 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じ。



表示面に使用する色彩について、地域の区分ごとの色彩基準を規定しています。
また、表示面以外の支柱等につきましても色彩基準があります。
色彩基準を守り、周りの景観との調和を図りましょう。

表示面および支柱等の色彩基準

	第1種、第2種、第3種、第5種地域の色彩基準
	第4種、第6種地域の色彩基準

ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。

支柱等の部分の色彩は、全色相で彩度4以下とすること。

色彩基準の見方

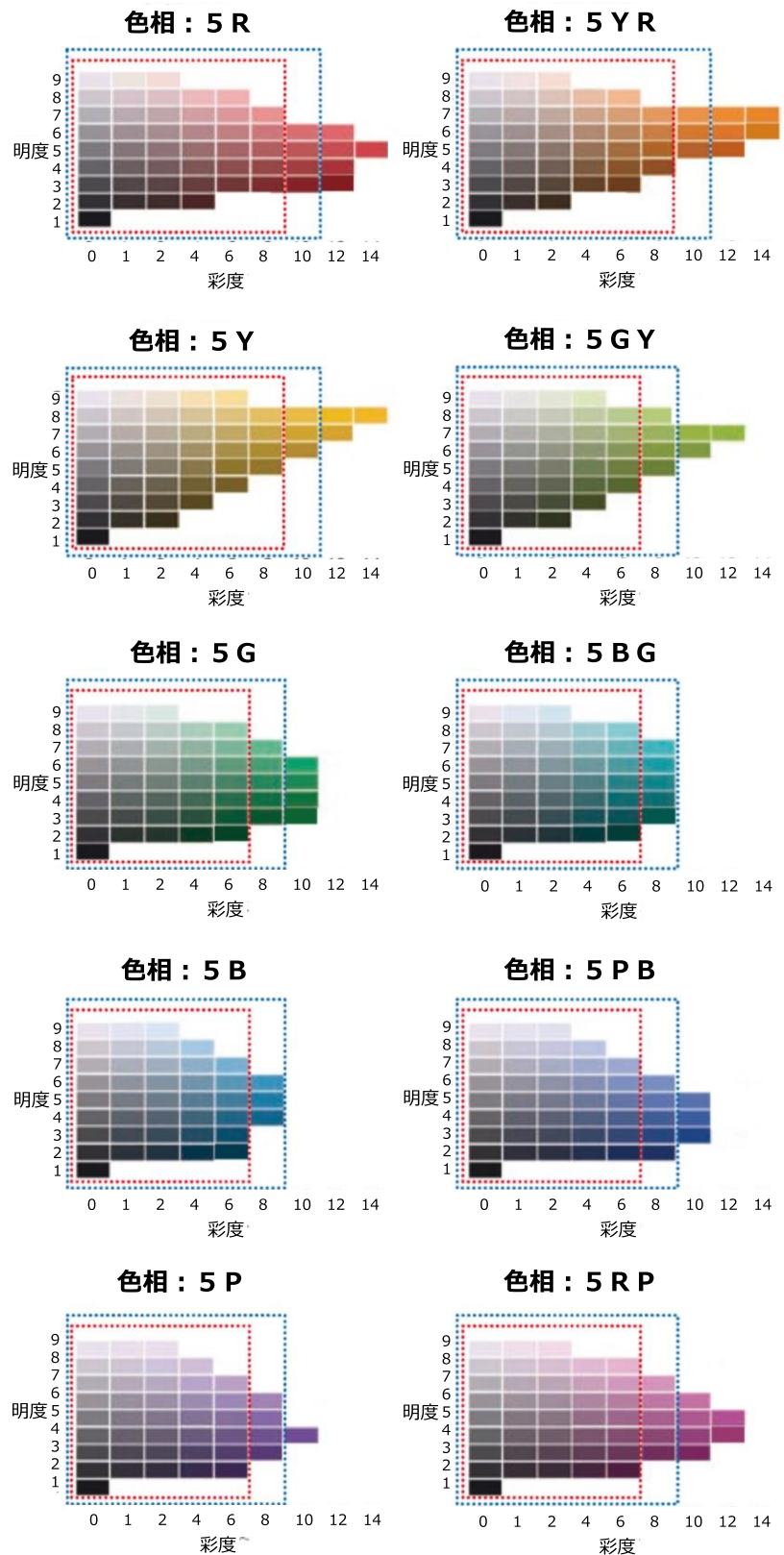
色彩基準は、マンセル表色系を用いている。マンセル表色系の見方は、以下のとおり。色相記号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、[色相 明度/彩度]の順に表記する。

マンセル値の例：5R 4/14

色相 明度 彩度



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



8

屋上広告物とは・・・

屋上に表示される屋上広告物は、周辺の景観に大きな影響を及ぼすことから、屋上広告物の定義を明確にしています。屋上広告物とは、建築物の上部に突出した階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の壁面、建築物の屋上または建築物の屋上の工作物に表示し、もしくは設置する広告物もしくは掲出物件が該当します。

なお、令和7年4月1日より第3種地域において、屋上広告物の設置を禁止としていますので、ご注意ください。（経過措置期間あり）



9

電光表示板・投影広告物・可変式照明付き広告物

電光表示板、投影広告物および可変式照明付き広告物は、光量や点滅の速度等によって周辺の夜間景観に大きな影響を与え、また、特に交差点付近においては、道路交通に支障をきたすことが考えられることから、適度な光量、点滅速度となるよう適正な管理に努めてください。

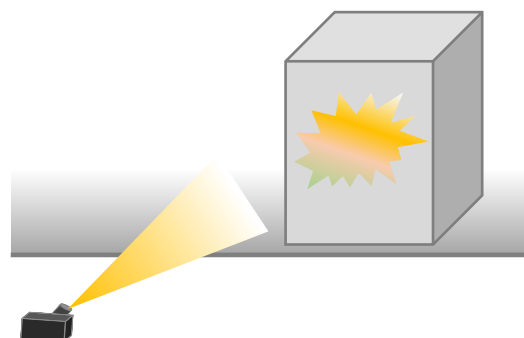
電光表示板

LED等を用いた動画の広告板、映像装置、電子広告、ネオンサインその他常時表示内容を変えることができるもの



投影広告物

建築物その他の工作物の外面对し、投影装置を用いて投影する方法等により表示するもの



可変式照明付き広告物

回転灯または照射する光が動くものとが一体となったもの



10

優良意匠屋外広告物・・・（条例第15条）

優良意匠屋外広告物は、歴史的、伝統的価値がある屋外広告物や周辺のまちなみに調和した優れた意匠をもち、素材、規模、色彩および形態が、良好な景観の形成および風致の維持に寄与していると認める屋外広告物について、彦根市景観審議会の意見を聴いたうえで指定するものです。優良意匠屋外広告物に指定された屋外広告物は、許可期間を通常の2倍（最大6年）まで延長することができます。

